

平成29年度会計

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成30年2月

邑南町監査委員

邑 監 第 15号

平成30年2月28日

邑南町長 石 橋 良 治 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

邑 監 第 15号

平成30年2月28日

邑南町議会議長 山中康樹様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

邑 監 第 15号

平成30年2月28日

教育長 土 居 達 也 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査結果及び指摘事項等	1
	(1) 工事請負、業務委託及び備品購入の契約並びに事務事業の執行状況	2
	(2) 負担金、補助金の執行状況	3
	(3) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）	4-5
	(4) 借上げ及び貸付け財産の状況（土地、建物に限る）	5
	(5) 公表	6

意見

第1	定期監査の意見	6
	(1) 借上げ及び貸付け財産について	6
	(2) 水道事業会計について	7
	(3) 公会計に向けた固定資産台帳の整備状況について	7
第2	平成28年6月実施定期監査の意見等に対する措置状況の評価	7
第3	平成29年6月実施定期監査の意見に対する措置状況の評価	7
第4	「財政援助等の事務執行状況」の監査意見等に対する措置状況の評価	7

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

平成30年1月15日（月）、1月16日（火）、1月17日（水）、1月18日（木）の4日間

3 監査項目（本庁及び各支所全課を対象）

- (1) 工事請負、業務委託、備品購入の契約並びに事務事業の執行状況
(平成29年4月1日～平成29年10月31日)
- (2) 負担金、補助金の執行状況（新規のものに限る）
(平成29年4月1日～平成29年10月31日)
- (3) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）
(平成29年10月31日現在)
- (4) 借上げ及び貸付け財産の状況（土地、建物に限る）
- (5) 水道事業会計の状況及び公会計に向けた固定資産台帳の整備状況

4 監査の方法

平成29年4月1日から平成29年10月31日までの状況について関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項（該当なし）、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第12項の規定による措置状況の通知については、次期定期監査までに行ってください。

(1) 工事請負、業務委託、備品購入の契約並びに事務事業の執行状況

ア 監査結果

・平成29年4月1日から平成29年10月31日の間に、契約されたものについて契約書及び関係書類の提出を求め、契約の妥当性、事務事業の執行状況について抽出し精査した。

契約別 調査区分	期間中 契約件数	抽出件数	全契約件数中		
			随意契約件数	随意契約率	競争入札における落札率
工事契約（100万円以上）	70	18	26	37.1%	97.6%
業務委託契約（ 〃 ）	106	18	80	75.5%	96.3%
備品購入契約（10万円以上）	13	5	9	69.2%	92.3%

・工事契約70件中変更が生じた契約は13件、12月時点での完成検査終了契約は36件であった。

・業務委託は106件のうち28件（約3割）が設計管理、調査、測量業務であった。

・指名競争入札、随意契約いずれも規定にのっとり概ね執行は妥当と認めた。また、変更理由もやむを得ないものと認めた。

イ 指摘事項

・特になし

ウ 指示事項

・業務委託契約における支出科目について（町民課、農林振興課）
大学と共同で研究している下記事業について、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」として随意契約によって契約を締結し、「13委託料」で支出されている。しかし、具体的な委託業務が明確でなく委託料の積算も困難であるためか、予定価格調書が省略され、伺いに総額のみが記載されている。また、金額がお互い同意のうえで見受けられ、見積書は提出されてなく、契約書の条文随所で「共同研究」となっている。したがって、支出科目は、「13委託料」ではなく「19負担金」が適切ではないかと思われる。

事業名：健康福祉のまちづくり施策の総合化に関する研究
発酵による地域資源の6次産業化に関する研究

(2) 負担金、補助金の執行状況

ア 監査結果

・今年度予算化された新規の負担金、補助金について資料の提出を求めたが、該当するものは2件であった。これの申請、交付決定等について精査した。事務の執行は適正に処理されていた。

イ 指摘事項

・特になし

ウ 指示事項

・特になし

(3) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

ア 監査結果

・該当課から、平成29年10月末における過年度分の未収金の状況について書類審査と聞き取り調査を行った。

未納金(過年度分)の収納状況

(単位：千円)

区 分	平成28年10月末 の未収金額 ①	平成28年度末 未収金決算額	平成29年10月末 の未収金額 ②	差引比較額 ②-①
町 民 税	5,390	6,059	5,564	174
固 定 資 産 税	32,586	21,419	20,004	△ 12,528
軽 自 動 車 税	1,501	1,611	1,498	△ 3
農林水産事業分担金	1,329	1,418	1,318	△ 11
災 害 復 旧 分 担 金	77	164	67	△ 10
民生費、教育費負担金	453	690	553	100
土木使用料（公営住宅）	830	1,049	713	△ 117
財 産 貸 付 収 入	20	0	0	△ 20
住宅新築資金等貸付元利金収入	8,665	8,502	8,246	△ 419
雑 入	61	0	0	△ 61
一 般 会 計 合 計	50,912	40,912	37,963	△ 12,949
国 民 健 康 保 険 税	19,851	22,386	20,532	681
後期高齢者医療保険料、雑入	428	1,200	853	425
水道使用料、分担金、手数料	2,117	2,971	2,710	593
下水道使用料、分担金、手数料 （農業集落排水、下水道）	2,017	2,553	2,380	363
ケーブルテレビ加入負担金等	441	898	464	23
特 別 会 計 等 合 計	24,854	30,008	26,939	2,085
合 計	75,766	70,920	64,902	△ 10,864

・平成28年度決算時の未収金のうち、平成29年10月末までに602万円徴収されている。しかし、平成28年10月末と比べて1,086万円減少しているものの、これは、固定資産税において、1件の諸事情による不納欠損処分がなされているため、これを除くと未収金は増加している。(特に特別会計)
なお、未収金の内訳は、平成27年度以前のもの8割以上を占めている。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

・平成27年度以前の未収金が8割以上を占め、長年未収金として残っているものが多い。電話、郵送だけでなく、債権者に接触する等して一層の徴収に努められたい。諸事情で徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。

(4) 借上げ及び貸付け財産の状況（土地、建物に限る）

ア 監査結果

・該当課から、土地及び建物を貸付け、借上げている財産について、現状の書類の提出を求め聴取した。

(貸付分)

(単位：千円)

区分	物件数	契約の相手方	貸付総額 (年額)	うち無償分	
				物件数	相手方
土地のみ	28	28	434	7	5
土地と建物	13	13	742	3	3
建物のみ	1	1	5	-	-
合 計	42	42	1,181	10	8

(借上分)

(単位：千円)

区分	物件数	契約の相手方	借上総額 (年額)	うち無償分	
				物件数	相手方
土地のみ	106	141	14,962	8	9
土地と建物	1	1	840	-	-
建物のみ	1	1	300	-	-
合 計	108	143	16,102	8	9

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・特になし

(5) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。
(該当なし)

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの(違法又は不当な事項)
- (2) 町に損害を与えたもの(故意又は重大な過失が認められるもの)
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

意見

第1 定期監査の意見

(1) 借上げ及び貸付け財産について

・古くから引き継がれている貸借契約も多く存在している。基本的には民地の上に公共建物は好ましくないので、契約更新に合わせ買い取りに向けて交渉を進めるべきである。そのためには、地権者への登記簿の現況確認と実態に合った登記を促す指導もしながら管財課と担当課とが連携して進めてほしい。また、貸付普通財産は極力売却へもっていくこと。

(2) 水道事業会計について

・事業会計へ移行して7カ月経過した。現有資産を再精査し、会計システムでは専門家の指導を受けながら事業運営がされている。新会計がスタートして間がなく不明な点も多くあるが、料金設定の目安となった使用水量に達するかの問題や凍結による影響等かなりの変動も考えられる。当然に事業会計内での採算性を目指すものの、基準以外に会計外からの負担も含め、あらゆる角度からの検討を進めながら運営されたい。

(3) 公会計に向けた固定資産台帳の整備状況について

・専門家へ業務委託もされており概ね順調に整理されつつある。固定資産台帳は、インフラ資産を含む公共団体の保有する全ての資産を載せるもので、今までの公有財産台帳とは違った視点で見ることができ、大変重要である。また、「公共施設等総合管理計画」の推進していくためにも関連を持たせ進められたい。

第2 平成28年6月実施定期監査の意見に対する措置状況の評価

○ 監査意見に対する措置状況【別紙1】

・備品台帳の整備について、改善措置に向けて着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

第3 平成29年6月実施定期監査の意見に対する措置状況の評価

○ 監査意見に対する措置状況【別紙2】

・指摘事項とした3件については、いずれも改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

第4 「財政援助等に係る事務の実行状況」の監査意見に対する措置状況の評価（その後） 【別紙3】

・平成29年1月実施定期監査において、措置状況の報告があり評価を行ったが、その後について報告があり、改善されたものは以下のとおりである。

(1) 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

ii) (一財) 邑南町開発公社

③補助金交付業務と法人の指導監督業務の担当分離について

v) 全般

①4法人とも町長の理事長、いくつかの法人の町職員の理事の解消について

以上2項目

平成 28 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 備品台帳の整備については、備品と消耗品のみならず、固定資産台帳整備の観点からも、工事費として一括発注された建築物と付属設備等との関係についても統一的な解釈が必要と考える。	【会計課】 ① 公会計による物品（備品）の考えと、邑南町役場備品取扱規定による物品（備品）の考えは異なるものと思います。ご指摘のとおり地方自治法第 239 条第 4 項に規程される物品（備品）については、備品取扱規程中の定義の解釈並びに予算執行についてはご指摘のとおり周知し適切に管理していきます。

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成29年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
<p>① 邑南町共同処理加工場は「亀谷自治会」と協定書が締結されているが、事業報告書は自治会の中の一組織である「グルメ工房みずほ」の名称で提出されている。(農林振興課)</p> <p>② 邑南町集会所条例に基づいて指定管理されている5か所の集会所の事業報告書について、条例では提出日が施行規則に委ねられているものの規則の存在がなく、また、協定書でも規定されていないため報告書が提出されていない。(生涯学習課)</p> <p>③ 邑南町公民館条例に基づいて指定管理されている分館のうち、自治会館として利用されていない施設の事業報告書について、施行規則や協定書に提出日が規定されてなく、提出もされていない。(生涯学習課)</p>	<p>【農林振興課】</p> <p>① 今後、指定管理者名で事業報告書を提出していただくよう指定管理者に指示をした。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>② 教育委員会に報告書の提出を含めそのことを明記する規則案を教育委員会に上程する予定(H30.2)です。なお、現指定管理者については、この旨を連絡しています。また、現協定書の変更について、研究中です。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>③ 現規則について、報告書の提出等の条文がなく、新たにこの旨を明記した改正案を教育委員会に上程(H30.2)します。なお、現指定管理者については、この旨を連絡しています。また、協定書について、今年度で指定管理期間が切れるので、改めて来年度契約を交わす際に新協定書にその旨を明記し、報告書等の義務化を図ります。</p>

※注釈：地方自治法199条第12項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 3】

平成 28 年 5 月 31 日付け 邑総第 43 号で、町長から請求のあった下記団体への財政援助等に係る事務の実行状況

i) 一般社団法人 おおなんケーブルテレビ

【総務課】

監査意見	措置状況
① 業務委託金額の算定根拠が起案文書に添付されていない。是正を求める。	① 業務委託金額の算出根拠については添付漏れであるので、今後計算書を添付することとしました。
② 町有施設を活用した業務委託なので困難かもしれないが、法人の発展意欲を向上させる意味からも、番組制作費のような発注形態も検討すべきではないか。	② 今後の方針としては独立した法人としての運営形態に移行することを目標としていますが、引き続いて慎重に検討していきます。
③ 平成 26 年度決算において、業務委託の変更契約がないまま 300 万円の減額となっている。今後このようなことのないように指導を求める。	③ 平成 26 年度の精算については法人の決算認定が遅くなり次年度となっていたので、平成 27 年度からは年度内に変更契約を行い、3 月決算、年度内精算としています。

ii) 一般財団法人 邑南町開発公社

【生涯学習課】

監査意見	措置状況
① 指定管理者の指定について、生涯学習課において、協定書の内容や事務執行の流れに沿った書類整理がなされていない。適正な管理を求める。	① ご指摘のあった書類については生涯学習課と開発公社と簿冊を分け整理しました。→両者簿冊の設置場所を明確にし、保管しています。
② 補助金について、実績に基づく精算が行われていない（実績報告書が未提出）。法人に対して、法令遵守の徹底や内部統制改善の指導を求める。同時に、過去に遡って適切な処理を求める。	② 指導を徹底するとともに、実績に伴う 3 年分の補助金を返納するよう補正予算案を 12 月の理事会、評議員会に上程し承認後速やかに返納します。→返納しました。

<p>③ 指定管理業務を発注する、或いは補助金を交付する担当者と、法人を指導・監督する担当者が同一であることは好ましくない。事故防止の観点から検討が必要と考える。</p> <p>④ 現在、町一般職員が法人の理事に就任している。地方公務員法第38条第1項で、営利を目的とする私企業等の役員等になることは禁止されている。就任について町長の許可が必要とされているが、書面による許可が得られていない。また、許可基準が不明確である。</p> <p>⑤ 施設運営のあり方について、入場料収入も含めた経営を考え、指定管理が適切かどうかも含めて、再検討が必要と思われる。</p>	<p>③ 担当者と課長補佐の2人体制にし、チェック体制を強化しました。→複数体制を徹底し、チェック機能を強化しています。</p> <p>④ 町長が理事長になっている件と同様に一般職員も年度内に民間の役員に代わるよう調整します。→平成30年度より完全に民間の役員に移行できるよう、準備しています。</p> <p>⑤ 現在直営または一部業務委託の方向で検討しています。ハンザケ自然館は生涯学習施設であり環境教育の拠点施設という性格上、生涯学習課直営が望ましいと考えますが、開発公社職員の処遇や指定管理のあり方、それに付随する事務的手続きを精査した上で方針を打ち出していきたいと考えています。他団体への指定管理については、生涯学習施設の管理運営の経験やノウハウを持つ団体が現段階ではないので難しいと考えますが選択肢としては残しています。→現協定期間中において、本施設の性質等鑑み、運営形態等あるべき姿を目指すための研究に務めていきたいです。</p>
---	---

監査意見	措置状況
① 指定管理料、補助金、業務委託料それぞれが事業目的に適した使い方がなされているのかについて、実績報告書と決算収支との突合が不明確である。再度の精査を求めると同時に、法人に対して部門別経理の徹底等、改善の指導を求める。	① 現在、実績報告書と決算収支との突合が出来るような部門別決算収支内訳表を作成するよう指示しています。H28年度分も同じように部門別経理に改善するよう指導しました。
② 平成26年度に発生した、雇用推進協議会に関する委託事業清算金、約1千400万円の財源に、町からの援助金が充当されていないことの確認ができない。精査されたい。	② 確認できるものとして、部門別決算収支内訳表を作成するよう指示しています。
③ 業務委託に関する精算条項（契約約款第3条第5項）は法人の発展意欲を阻害させている可能性もある。業務仕様書で収支報告の提出を求めているので、見直しも含めて検討されたい。	③ 法人の発展意欲を阻害させないため、公益部門と収益部門を分けて経理した収支報告の提出を求めることで、財政担当と協議を進めています。
③ 業務委託について、業務仕様書に沿った内容か否かを確認できる報告書や成果物（個別の定住プログラム）が整理されていない業務もある。適切な管理を求めると共に、事業成果の評価に活用されたい。	④ 業務仕様書に沿った実績報告書と成果物（個別の定住プログラム）を早急に整理し提出するよう指示しています。
④ 業務委託について、契約約款第9条で再委託を禁止しているにも拘らず、書面による承諾もなされないままの再委託を看過している。是正されたい。また、再委託を認めるについての基準も定められていない。早急に整備されたい。	⑤ 業務委託の再委託について、書面による承諾を得るよう指示しました。再委託を認める基準について整備中です。
⑤ 商工観光課での発注から検査までの体制が確立されていない。指定管理協定書、業務委託契約書、業務仕様書の内容を深く理解し、それらに沿った事務の流れをよく検討	⑥ 現在の指定管理協定が平成29年度末で期間満了になるため、平成30年度からの新たな指定管理協定を締結するにあたって、実際の業務内容に合った契約内容

<p>されたい。また、場合によっては、実際の業務内容とかい離した契約内容となっているものもある。実情に合った契約内容となるような検討も必要と思われる。</p> <p>⑥ 現在、商工観光課一般職員が法人の理事に就任している。地方公務員法第 38 条第 1 項で、営利を目的とする私企業等の役員等になることは禁止されている。就任について町長の許可が必要とされているが、書面による許可が得られていない。また、許可基準が不明確である。</p> <p>⑦ 現在、法人の事務を統括している常務理事を務める町職員の行政職務上の立場が不明確である。改善策を検討されたい。</p> <p>⑧ 現在、法人の会計・経理を 1 人の法人職員で行っている。取扱金額も多額であり、事故防止の面からも牽制のできる体制となるよう、指導されたい。</p> <p>⑨ 再委託を認めるについての基準も定められていない。早急に整備されたい。</p>	<p>となるよう、またその内容に沿った事務の流れとなるよう見直しを行っている最中です。</p> <p>⑦ 商工観光課一般職員の法人理事への就任許可手続きについて整備しました。8 月 31 日開催の理事会・総会で町長・商工観光課職員 2 名の理事退任が承認されました。今後の就任はありません。</p> <p>⑧ 8 月 31 日開催の理事会・総会で町長・商工観光課職員 2 名の理事退任が承認されました。今後の就任はありません。</p> <p>⑨ 2 人体制にするよう指導しました。</p>
--	--

※注釈：⑩については、⑤の通知に含まれるものと解する。

(⑤は業務委託、⑩は指定管理を含めた町の財政支援全般についての意見)

監査意見	措置状況
① 業務委託金額の算定根拠を1社の見積書によっていることは不適當である。農林振興課で予定価格を積算するよう是正されたい。	① 変更契約から邑南町の積算による単価での金額に変更しました。今後の契約においても邑南町の積算によって予定価格を設定することとしました。
② 業務委託契約書、業務仕様書に定められた提出書類や成果物(就農、定住プログラム)等が一連の流れの中で整理されていない。適切な管理を求めると共に、事業成果の評価に活用されたい。	② 業務委託契約書、業務仕様書に沿った整理となるよう指導しました。今後は提出書類、成果物等に基づいた評価の実施に努めます。
③ 精算条項(契約約款第3条第5項)は法人の発展意欲を阻害させている可能性もある。業務仕様書で収支報告の提出を求めているので、見直しも含めて検討されたい。	③ 変更契約において精算条項の見直しを追記しました。
④ 事務職員の給与を受託業務部門で一括計上しているのは、不適切である。他部門と案分するよう、指導されたい。	④ 実態に即した按分とするよう指導しました。
⑤ 現在、農林振興課一般職員が法人の理事に就任している。地方公務員法第38条第1項で、営利を目的とする私企業等の役員等になることは禁止されている。就任について町長の許可が必要とされているが、書面による許可が得られていない。また、許可基準が不明確である。	⑤ 組織の独立性を尊重し年度内の辞任の方向で調整中です。

V) 全般について

【総務課】

監査意見	措置状況
<p>① 4 法人とも町長が理事長で、いくつかの法人では町職員が理事に就任している。指定管理者、業務委託の相手先として適当といえるか、疑義が残る。法人としての独立性を高めることが急務と考える。</p> <p>② 発注の担当課と、法人を指導・監督する担当課が同一であることで、事務手続き等に馴合いや瑕疵が発生しやすいのではないかと。担当課以外の関与も考えるべきと思われる。</p>	<p>① 措置済です。</p> <p>② 重要なことと認識していますので、どのように行っていくのか検討しています。</p>